

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第28号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 財務規則等の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎財務規則等の一部を改正する規則（規則第16号）

地方自治法の一部改正により、公金の徴収若しくは収入又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）の私人への委託に関する制度が見直され、全ての歳入等（歳入歳出外現金を含む普通地方公共団体の歳入をいう。）の収納に関する事務について、普通地方公共団体の長の判断で公金事務を適正かつ確実に遂行できる者として当該普通地方公共団体の長が指定する者に委託することができるとされること等に伴い、関係規則について所要の整備を行う。

規 則

財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第16号

財務規則等の一部を改正する規則

（財務規則の一部改正）

第1条 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条の2」を「第49条」に改める。

第49条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（徴収等の事務の委託）」を付し、同条第1項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「若しくは」を「又は」に、「使用料徴収等事務」を「徴収等の事務」に改め、「又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により放置違反金の収納の事務（以下「放置違反金収納事務」という。）」を削り、「私人」を「同条第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に、「委託した事務」を「委託した徴収等の事務」に、「委託を受けた者」を「委託した指定公金事務取扱者の名称」に改め、「（次条第3項において「委託事項」という。）」を削り、「県公報、新聞、広告等（同項において「県公報等」という。）」によって公表するとともに、当該事務を「当該徴収等の事務」に改め、同条第2項本文中「前項」を「徴収等の事務」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改め、同項ただし書中「放置違反金収納事務」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置違反金の収納の事務（以下「放置違反金収納事務」という。）」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「使用料徴収等事務」を「徴収等の事務（放置違反金収納事務を除く。）」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「使用料徴収等事務」を「徴収等の事務（放置違反金収納事務を除く。）」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に、「委託事務」を「委託を受けた徴収等の事務」に、「当該事務」を「当該徴収等の事務」に改める。

第49条の2を削る。

第54条第1項第3号中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「支出事務」を「支出の事務（以下「支出事務」という。）」に改める。

第64条第1項中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱

者」に、「委託した事務」を「委託した支出事務」に、「委託を受けた者」を「委託した指定公金事務取扱者の名称」に、「当該事務」を「当該支出事務」に改め、同条第2項中「前項」を「支出事務」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「歳入の徴収の事務」を「徴収等の事務」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第84条第2項第1号中「鉄道債券その他」を削る。

第114条第1項中「又は出納員」を「若しくは出納員又は指定公金事務取扱者」に改める。

第177条の2中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第178条第2項中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第179条第1項及び第2項第1号中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、同項第2号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第191条中「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改める。

別表第5歳入歳出外現金の款徴収金の項国税等払出金の目中「又は軽自動車税」を「、軽自動車税」に改め、「環境性能割」の右に「又は森林環境税」を加える。

様式第24号中「、第49条の2」を削り、同様式注を次のように改める。

注 1 月分・期分等の別欄には、徴収し、又は収納することとなっている月、期等を記載すること。

2 歳入と歳入歳出外現金とは、別葉とすること。

様式第25号中「、第49条の2」を削り、同様式注に次のように加える。

3 歳入と歳入歳出外現金とは、別葉とすること。

(県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 県税等に係る財務規則の特例に関する規則(昭和39年兵庫県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第49条の2第4項」を「第49条第2項本文」に、「政令第158条の2第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条第3項」に改める。

(兵庫県流域下水道事業財務規則の一部改正)

第3条 兵庫県流域下水道事業財務規則(平成30年兵庫県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第14条の表第49条第1項の項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「第33条の2」を「第33条の2において準用する法第243条の2第1項」に改める。

第16条の表第54条第1項第3号の項及び第64条第1項の項中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「企業法施行令第21条の11第1項」を「企業法第33条の2において準用する法第243条の2第1項」に改める。

第23条の表第96条の項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同表第97条の2の項中「第21条の14第1項第3号又は第4号」を「第21条の13第1項第3号又は第4号」に改める。

第44条の表第177条の2の項中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に、「第34条において準用する法第243条の2第1項後段」を「第34条において準用する法第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせる場合及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号。以下「改正政令」という。)附則第2条第1項の規定により同項に規定する従前の公金の事務を行わせる場合については、第1条の規定による改正後の財務規則の規定及び第2条の規定による県税等に係る財務規則の特例に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせる場合及び改正政令附則第3条の規定により公金の支出に関する事務を行わせる場合については、第3条の規定による改正後の兵庫県流域下水道事業財務規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。